

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040

相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp

読書コーナー

探偵ガリレオ

著 東野圭吾 文春文庫

こちらの作品は福山雅治主演でドラマ化、映画化をされているのでご存じの方も多いかと思えます。

大学の物理学助教授である湯川学が、友人で刑事の草薙俊平に依頼され難事件を解決するというストーリー。説明のつかない事件を物理学の観点から解いていくという話の展開が単純に面白いです。

一番印象に残っている話は人間の頭部が突然発火したと



いう話で犯人の執念や使用したトリックなどとても恐ろしい話だと感じました。物理学の難しい話が出てきて読むのに難儀すると思われたのですが、草薙刑事が物理は全然分からず読者目線に立っているのが解説もあり単純にミステリとしても楽しめる作品になっています。

ドラマのように若い女性刑事が出てくる訳ではなく演出があるわけでもないのですが、その分話にのめりこめるので犯人の心境、犯行のトリック、どうやって実証するのか等想像しながら読み進めるのが楽しくなってきます。この作品はシリーズ化されていますが明確な続きがあるわけではないので気になった話からぜひ読んでみてください。

(文責:福田)

将軍の日 (中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ: かなた税理士法人
027-361-5568 担当: 森平



先行経営Tasseiを行いますか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

編集後記

9月1日は防災の日です。今年も大雨等による災害が各地で発生しています。自社の防災対策が十分かどうか、今一度見直してみたいかがでしょうか。

所長挨拶



初秋の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

迷走台風の行方を気にしながら始まった今年の9月ですが、8月の夏休みを利用して読んだ本の中に、面白い一冊がありましたのでご紹介したいと思います。

それは宮島未奈の「成瀬は天下を取りに行く」です。

8月13日の日経新聞に、KDDIの高橋誠社長のスタートアップへの取り組みに関する記事が載っており、その冒頭で高橋社長が強く共感している本として紹介されていたのがこの本です。

既に続編を含め79万部が発行されているというのでさっそくアマゾンで取り寄せてみると、書籍カバーは色刷りのコミック本のようなので、中身も中学生の女の子が、西武デパート大津店の閉店を残念がって、閉店までの最後の1か月間、夏休みを利用して毎日店に通い詰めるというような話だったので、高橋社長のご推薦でなければ決して手にしないような本でした。

しかしながら読み始めてみると、主人公の成瀬あかりという女の子が、兎にも角にも考えたことを実行してゆく。やるからには覚悟を持ってその実現に取り組む。

周りの目は気にしない。良いと信じたことは遠慮なく周りにも応援を求め、というタイプで、高橋社長の求める正にスタートアップの経営者像そのものであることに気が付きました。

いくつかの短編が続きものとして書かれ、中学生から大学生に至るまでの成瀬あかりと彼女を取り巻く人々の物語になっています。

読み進めるうちに、普段周りを気にして自分ではできていない事を、小説の中で成瀬に代わってやってもらっているような気がして胸がすっきりするとともに、自分にもこれからでもまだ何か新しいことを始められるのではないかと勇気をもらいました。

小説ではまだ健康に何の不安もない年代の成瀬あかりが描かれていますが、間もなく70歳を迎える私としては、何をやるにしても健康の裏付けが必要になります。

全身の健康管理とともに各パーツのメンテナンスも怠らないようにしていかなければならないと改めて思いました。まだまだ暑い日がつづくとは思いますが、スポーツの秋、芸術文化の秋、そして読書の秋もスタートします。

一年に一度の、そして一生に一度のこの季節を十分に堪能したいと思います。

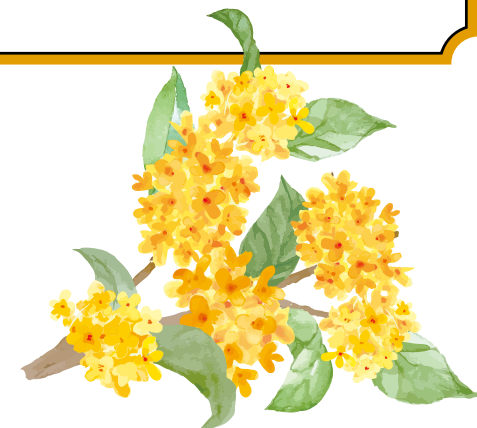
皆さまにはご健康に留意され、毎日をお健やかに過ごされますよう心からお祈り申し上げます。



Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2 税務トピックス
- P3 Q&A

- P4 読書感想文
- P4 将軍の日
- P4 編集後記



かなた税理士法人 ~税務TOPICS~

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

従業員の人材育成、スキルアップに活用できる
人材開発支援助成金を活用しませんか?

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

企業の様々な課題解決に
効果的な
人材育成を!



メリット

- ✓ デジタル人材の育成
- ✓ 生産性の向上
- ✓ 新規事業の立ち上げ

最大75%
経費助成

最大960円
賃金助成

訓練時間1人・1時間あたり

DX人材を育成するためのコースや、新人研修などさまざまなテーマで利用できる
コースなど、目的に応じたコースが用意されています!

コース概要

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース	5つの訓練が対象(右図)
人材育成支援コース	職務に関連した訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等
事業展開等リスクリリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる訓練に対する経費助成等

デジタル人材・高度人材の育成

労働者の自発的な能力開発の促進

柔軟な訓練形態の助成対象化

1. 高度デジタル人材訓練 / 成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成

2. 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する高率助成(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)

3. 長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

4. 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

オススメ!

5. 定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成



自発的職業能力開発訓練

労働者の自発的な職業能力開発を支援する事業主への助成を新設しました

対象の訓練	経費助成率
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45% (+15%)

教育訓練内容と助成金の額

助成金を活用するに至った背景事情

訓練の効果

助成金活用事例(金融機関) 従業員数:40名

- 教育訓練機関: 外部教育訓練機関
- 受講コース: 中小企業診断士登録養成講座
- 訓練目標: 中小企業診断士の資格取得を目指す
- 訓練時間: 一人あたり40時間
- 受講料等: 一人あたり300,000円(事業主の負担額: 150,000円)

支給額 <OFF-JT>
経費助成: 67,500円
(事業主の負担額×45%)
支給総額 67,500円

従業員から、スキルアップのために休日や業務外の時間を利用して訓練を受講したいが、会社から補助があるとありがたいという声が出ていたため。

中小企業診断士の資格を生かし、会社の生産性向上に寄与した。また、他の従業員も、自ら必要と思うスキルを身につけるために、積極的に学び・学び直しをする機運を醸成できた。

社員教育・リスクリリングは国としても力をいれており、企業として取り組みが必要です! 今後、社員教育に力を入れていきたい事業者様はぜひ活用をお勧めします。

詳しくは、厚生労働省のホームページより、「人材開発支援助成金」をご参考にしてください。お問い合わせ先(支給申請窓口)は、各市町村の労働局です。

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



Q 住宅ローンの金利が低いうちに住宅を購入しようと、子どもたちが検討しています。住宅資金のうちの一部を負担しようと調べていたら、贈与税がかからない制度(住宅取得等資金の贈与税の特例)について知りました。どうやら最近改正されたようですが、その改正の内容を教えてください。



A 住宅取得等資金の贈与税の特例について、令和6年度税制改正により、省エネ等住宅の要件について一部見直した上で、適用期限が3年延長されました。

(解説)

1. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭(以下、住宅取得等資金)を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、下記の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。これを「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度(以下、非課税制度)」といいます。

【非課税限度額】

省エネ等住宅: 1,000万円
上記以外の住宅: 500万円

この制度の適用期限が、令和6年度税制改正により延長され、2026年(令和8年)12月31日となりました。

2. 令和6年度税制改正

令和6年度税制改正により、上記のように適用期限が延長された他、2024年(令和6年)1月1日以後に適用される贈与より、上記省エネ等住宅に区分される住宅用の家屋の要件のうち、省エネ性能の基準について以下のとおり改正されました。

(改正前)

断熱等性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上

(改正後)

断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

改正後の水準は、いわゆるZEH(ゼッチ)レベルです。より省エネ性能が求められることとなります。

なお、上記改正点について1点注意があります。

2023年(令和5年)12月31日以前に建築確認を受けているものなど、一定の要件に該当する場合には、上記改正前の等級でも「省エネ等住宅」として認められます。

